



市政記者クラブ加盟社 各位

新型コロナワクチンの「令和5年秋開始接種」について

令和5年9月20日から、新型コロナワクチンの「令和5年秋開始接種」が始まることから、本市では、9月11日の週から、重症化リスクの高い方（65歳以上の方・基礎疾患を有する方）から接種券の発送を開始します。

なお、国から供給されるワクチンに限りがあることから、健常な12歳から64歳までの方については、11月1日から接種を開始することとし、その場合の接種券の発送は、接種開始の1週間前に行います。**※本市独自の運用です。ワクチンが追加供給される場合は、前倒しで対応します。**

市民の皆様への周知について、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 令和5年秋開始接種について

本市で実施する、令和5年秋開始接種の概要は以下のとおりとなります。

- 接種対象者 生後6か月以上の方
- 接種期間（いずれも令和6年3月31日まで）
 - 重症化リスクの高い方、医療従事者等は、令和5年9月20日から
 - 健常な12歳から64歳までの方は、令和5年11月1日から（予定）
 - ※未使用の接種券がお手元にあっても、11月1日より前の接種予約はお控えください。**
 - 小児（5～11歳）の方は、令和5年9月25日から
 - 乳幼児（生後6か月～4歳）の方は、令和5年10月2日から
- 予約方法 インターネット、コールセンター、医療機関受付（これまでと同様）
- 使用するワクチン オミクロン株 XBB.1.5 対応 1価ワクチン
- 接種回数 追加接種の場合は1回
- 接種可能な医療機関 以下の参考 URL ほか、接種券に同封の一覧でご確認いただけます。

参考 URL：<https://www.city.morioka.iwate.jp/corona/1032080/1037759.html>

※今回から市特設会場での集団接種は実施しません。

2 接種券の発送スケジュールについて

発送週	対象者
9/11 週	前回接種を R5.5.08～R5.5.21 に終えた 12 歳以上（主に重症化リスクの高い方等）
9/18 週	前回接種を R5.5.22～R5.5.28 に終えた 12 歳以上（主に重症化リスクの高い方等） 前回接種を R5.6.25 までに終えた 5～11 歳
9/25 週	前回接種を R5.5.29～R5.6.11 に終えた 12 歳以上（主に重症化リスクの高い方等） 前回接種を R5.7.01 までに終えた 11 歳以下

※以降のスケジュールについては、1の参考 URL からご確認いただけます。

盛岡市新型コロナワクチンコールセンター

0120-220-489（9時～18時）

※土日祝日は開設しておりません。

Web 予約システム

URL：<https://vc.liny.jp/032018>



9月20日 以降、希望するすべての方を対象に

XBB対応ワクチンの接種が始まります。

XBB対応ワクチン接種対象と接種開始時期

- 盛岡市では、9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株（XBB.1.5）に対応した1価ワクチン（XBB対応ワクチン）の追加接種をお一人につき1回行います。
- 初回接種がまだの方は、XBB対応ワクチンでの初回接種を受けてください。

令和5年秋開始接種

特例臨時接種 = **無料**

ワクチンの供給量により、接種開始時期等が変更となる可能性があります。

対象者		努力義務 ^(※1)	9月20日 ~ 11月1日 ~ 令和6年3月31日 ^(※2)
12歳以上	65歳以上	○	9月20日から接種開始 → 初回接種（1・2回目接種）を終了した重症化リスクの高い方等
	12～64歳 (基礎疾患あり)	○	
	医療従事者等	×	
	上記以外	×	10月31日までは、重症化リスクの高い方等の優先接種期間となります！ 11月1日から接種開始 → 初回接種（1・2回目接種）を終了した方
5～11歳	基礎疾患あり	○	9月25日から接種開始 → 初回接種（1・2回目接種）を終了したすべての方
	基礎疾患なし	×	
6か月～4歳	基礎疾患あり	○	10月2日から接種開始 → 初回接種（1～3回目接種）を終了したすべての方
	基礎疾患なし	×	

初回接種がまだの方

9月20日以降、初回接種のワクチンもXBB対応ワクチンになります。
 まずは、初回接種を受けてください。

注：初回接種が完了すれば、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、XBB対応ワクチンを追加接種できます。

(※1) 「努力義務」とは、「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定のことで、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆様に接種のご協力をいただきたいという趣旨により、このような規定があります。

(※2) 特例臨時接種の実施期間は令和6年3月31日までです。